

仕 様 書

(株)さかい新事業創造センター

- 1 業務名 さかい新事業創造センター交流拠点企画運営業務
- 2 履行場所 さかい新事業創造センター（堺市北区長曾根町130番地42）
Community room cha-shitsu
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務目的

起業やイノベーションの担い手となる潜在層を掘り起こし、入居者やその他支援対象者との交流、共創によるイノベーションにつながる取組・ビジネスの創出を促すため、起業や第二創業など新たな取組を行う事業者、研究者や学生、子育て世代の女性など、多様な方や支援者が集まり、共創やイノベーションが生まれる空間として、交流の促進やコミュニティの創出・活性化のための企画運営を行うもの。

5 交流拠点の概要

- | | |
|------|---|
| 施設名称 | Community room cha-shitsu |
| 施設内容 | ・利用者の受付カウンター（コミュニティマネージャーの常駐スペース）
・コミュニケーションスペース及びワーキングスペース
・ビジネス書、新聞、パンフレット等の閲覧コーナー
・商談（ミーティング）スペース |
| 開館時間 | 9：00～18：00
（開館時間中は運営スタッフが常駐すること） |
| 休館日 | 土、日、祝祭日、12月29日～1月3日
（ただし、開館時間、休館日については、利用状況やイベント参加状況などを総合的に判断し、適切な開館日時を検討し、適宜協議のうえ、柔軟に対応すること。） |
| 利用料 | 無料 |
| 利用者 | 市内外や法人個人を問わず、起業や交流、リモートワークなどのビジネスを目的とした利用が見込まれる者及びその支援者など（以下、「利用者」とする。） |

6 業務内容

受注者は、上記目的を達成するために発注者の指示並びに方針に従い、以下の業務を実

施するものとする。

(1) 施設運営業務

① 施設の利用に関すること

ア 利用者の募集、受付（利用申請の受理及び登録業務）

イ 利用者の管理

ウ 会議室等の利用

セミナーやイベント等の開催にあたっては多目的会議室等は無償にて使用できるものとするが、事前に発注者への使用予約を行うこと。

エ 事務機器（イベント開催用）の提供

オ その他施設の利用、集客に関して必要な事務

② 利用促進に関すること

ア 独自の情報媒体や情報網を活用した情報発信による市内外から利用者の発掘

イ 堺市や S-Cube ホームページ、SNS 等を活用した情報発信への助言・協力

ウ 利用促進イベントの企画・運営やその他利用者を増やすための活動

③ 施設内の保守管理に関すること

ア 業務終了報告

館内は 21 時に閉館し、発注者が契約している警備担当者が施錠を行うため、業務終了後には警備担当者への報告・引継ぎを行うこと。

イ 施設及び施設内の設備・備品等の管理

拠点内の設備・備品は日常的に点検を行い適切に管理することとし、盗難や破損等が生じた場合には速やかに発注者に報告を行うこと。また、拠点内の設備の定期点検や修繕等を実施する場合には、発注者の指示に従い適宜協力を行うこと。

ウ 施設及び施設内の清掃、廃棄物処理等

日常的に清掃を行い施設の美観を保つこと。また廃棄物については施設のルールに従い適切に処理すること。清掃範囲は受付カウンター、家具・備品、床、壁等とするが、会議室等の利用時においては、発注者の指示により清掃・原状復帰等を行うこと。

(2) 交流・共創促進業務

① コミュニティ創出・活性化

ア 利用者同士、市内外の事業者・ステークホルダー等と利用者との交流の促進や連携の機会を創出しコミュニティの活性化を図ること。

イ S-Cube への入居や堺市・S-Cube が実施するプログラム等への参加、利用者等の共創によるイノベーション創出につながるような連動性のある交流・共創機能とし、インキュベーションマネージャーや堺市・S-Cube の担当者（委託先を含む）と随時情報共有を行い、連携すること。

ウ 利用者のニーズを発注者と共有し、発注者のネットワークも活用しながらビジネスマッチング、ネットワーキング、各種サポート等につなげること。

エ 利用者の発掘や情報発信のため、近隣の大学、支援機関、金融機関、他のコワーキ

ング、市内外の事業者・ステークホルダー等とのネットワーク構築を行うこと。
オ 発注者や入居企業、その他連携団体が実施するイベントや取組等に関する広報等の協力を行うこと。

② イベント企画・運営

上記①の趣旨と利用者数の推移等を踏まえ、イベントや交流会を企画し運営を行う。なお、イベントの企画にあたっては、発注者と情報共有を密に行い、期間に余裕を持って進めること。

ア 開催頻度は月4回程度とし、講師等が必要な場合は発注者と協議のうえ、受注者が選定し手配すること。

イ イベントや交流会を土・日・祝祭日や開館時間外に開催する場合は発注者と受注者で別途協議する。

(3) アントレマインド育成プログラム

学生など概ね30歳以下の若者や子育て世代などの女性に対して、成功しているビジネスモデルやビジネスに必要な実務・スキルを学び、体感する機会等を通じて、起業という選択肢を提供し、アイデア創出や起業意欲の向上を図ることを目的としたイベントやワークショップ等を開催する。

ア 開催は、若者向け、女性向けイベント等を合わせて10回/年とする。

イ 積極的に参加者間のコミュニティ創出を図り、継続的な利用につなげる。

ウ 企画にあたっては、利用者に聞き取りを行うなど、利用者のニーズをくみ取った内容とすること。開催内容については発注者と協議のうえ決定すること。土・日・祝祭日や開館時間外に開催する場合は発注者と協議すること。

(4) 業務内容の月次報告

業務の実施内容については毎月整理し、当月分の月次報告書を翌月5営業日以内をめどに作成し、提出すること。また、報告会を翌月10営業日以内をめどに調整し、実施することし、報告会は原則対面で行うものとする。月次報告書の様式は任意とするが、管理月報、イベント実施内容、利用者数等が確認できるもの及び、利用者数の分析内容、分析内容に基づくイベント実施計画を添えて発注者に提出するものとする。月次報告書の提出は、電子データを提出すること。個人情報等が報告書に記載されている場合は、電子メールにより提出することとする。なお、当月分の利用者数の速報値を尋ねる場合があるため、利用者数は常に把握するものとする。

7 履行結果の報告

業務完了後、業務実施報告書を提出すること。なお、報告書の記載事項は発注者と協議の上決定することとし、提出期限は発注者の指示に従うこと。

8 その他

(1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。

- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者の指示に従って行うこと。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては堺市個人情報保護条例、堺市情報セキュリティポリシーのほか、関係する法令等を遵守するとともに、個人情報は鍵付きの金庫に保管、送付先のダブルチェック、データのパスワード設定等の対策を図ること
- (5) 堺市が作成する「堺市基本計画 2025」の KPI「イノベーション創出につながる事業数」を達成するという趣旨・目的を理解し、本業務が KPI の達成に寄与するものとなるよう努めること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が発注者に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。